



男女共同参画社会基本法は、平成11年(1999年)に制定されました。この基本法は、これからの男女共同参画社会の形成のための基本理念を定め、国や地方公共団体、国民の果たすべき役割を明らかにしています。また将来に向かってそれぞれの取組を総合的かつ計画的に推進するために制定されています。

我が国の憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、この法律が制定されるまでに、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。一方、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化と国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化、地域社会の変化などに私たちが取り巻く状況が急速に変化していく中で、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が発揮できるような社会づくりが必要となってきました。

男女共同参画社会・おかわをめざして

国民
◎男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

県・市町村
◎基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組み
◎地域の特性を活かした施策の展開

国
◎基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
◎積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

【果たすべき役割】
◎この基本法の前文では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、取り組むことがうたわれています。

男女共同参画週間
「あなたがいる わたしがいる 未来がある」
毎年6月23日から29日までの1週間は、男女共同参画週間です。
「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深め、国民各層・各界で男女共同参画社会の実現に向けた取組が行われるよう気運醸成を図ることを目的としています。
本年度は「男女共同参画による日本再生」を重点とします。人口減少・高齢化が進む中で、東日本大震災からの復興・復興、日本経済の再生等、様々な課題の解決を迫られる我が国において、女性が社会のあらゆる場面に参画し、その能力を発揮することが、今後ますます必要とされています。
○内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/)



「まんじゅう」
●先日、愛犬なの誕生日にケーキを買いました。ケーキは犬用？いいえ人用です。おいしくいただきました。8月には銀ちゃんの9月にはミミの誕生日が待っています。みんな平等に祝ってあげないと…愛犬はただの口実!?(M)
●ゴールデンウィークの中日、熊本県にある3333段の階段を昇ってきました。頂上からの景色は爽快でしたが、翌日から両足が筋肉痛・・・どこにも出かけず、治るころには休日が終わってしまいました。(Y)
●今年も節電の夏がやってきました。クールビズや緑のカーテン、打ち水など工夫次第で、夏は快適になります。私は、怖い話を聞きながらアイスを食べる方法で暑さをしのぎます。(Y)

後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ

□平成24年度および平成25年度の保険料率が決まりました

	平成22・23年度	平成24・25年度	増減
所得割率	9.87%	10.88%	1.01ポイント増
均等割額	52,213円	55,045円	2,832円増
賦課限度額	50万円	55万円	5万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に1度改正されます。



□保険料の算出方法

被保険者ごとの保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の総所得金額等に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

$$\text{保険料額 (年額)} = \text{均等割額 55,045円} + \text{所得割額 [総所得金額等 - 33万円] × 10.88\% (所得割率)}$$

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

□平成24年度の保険料軽減措置

●世帯の所得等に応じて、保険料均等割額が軽減されます

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額
9割軽減	5,504円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
8.5割軽減	8,256円	33万円以下
5割軽減	27,522円	「33万円 + 24万5千円 × 世帯主を除く被保険者の数」以下
2割軽減	44,036円	「33万円 + 35万円 × 被保険者数」以下

※「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入された人等はその時点)が基準となります。

※「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、例外があります。

●被保険者の所得に応じて、保険料所得割額が軽減されます

5割軽減	総所得金額等が91万円以下
------	---------------

※例えば、年金受給時満65歳以上で公的年金収入のみで211万円以下の場合です。

●後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった人

均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)	軽減後の保険料年額5,504円
----------------------------	-----------------

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

□保険料額の通知について

保険料額の詳細が記載された「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月に送付予定です。

問 ●市民課国保年金係 ☎85 - 5504 ●後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092651 - 3111